

議案第9号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町手数料条例の一部改正)

第1条 琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係) (その1)			別表(第2条関係) (その1)		
手数料を徴収する事項		金額	手数料を徴収する事項		金額
略			略		
臨時運行許可申請		1両につき 750円	臨時運行許可申請		1両につき 750円
国土調査法に基づく土地データ交付	一筆図形	1筆につき 550 円	国土調査法に基づく土地データ交付	集成図	1件につき 1,620 円
	基準点座標値	1件につき <u>550</u> 円		一筆図形	1筆につき 540 円
略			基準点座標値		1件につき <u>540</u> 円
略			略		
略			略		

(琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例(平成16年琴浦町条例第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)					
区分		使用料	1時間当たりの使用料		区分		使用料	1時間当たりの使用料	
			町内者	町外者				町内者	町外者
各 小 学 校 ・ 中 学 校 の 施 設 を 利 用 す る 場 合	体育館	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>	体育館	<u>540円</u>	<u>1,080円</u>			
	教室	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>	教室	<u>540円</u>	<u>1,080円</u>			
	屋外運動場	無料	<u>440円</u>	屋外運動場	無料	<u>430円</u>			
	東伯中学校照明施設	<u>1,540円</u>	<u>3,080円</u>	東伯中学校照明施設	<u>1,510円</u>	<u>3,020円</u>			
	赤碕・船上小学校の照明施設	<u>330円</u>	<u>660円</u>	赤碕・船上小学校の照明施設	<u>320円</u>	<u>640円</u>			

(琴浦町立平岩記念会館条例の一部改正)

第3条 琴浦町立平岩記念会館条例(平成16年琴浦町条例第100号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
(単位：円)				(単位：円)			
区分			使用料	区分			使用料
宿泊	1室 1泊	町内者	<u>2,20</u> <u>0</u>	宿泊	1室 1泊	町内者	<u>2,16</u> <u>0</u>
		町外者	<u>4,40</u> <u>0</u>			町外者	<u>4,32</u> <u>0</u>
宿泊以外	1室 (半日)	町内者	<u>380</u>	宿泊以外	1室 (半日)	町内者	<u>370</u>
		町外者	<u>770</u>			町外者	<u>750</u>
	1室 (1日)	町内者	<u>600</u>	宿泊以外	1室 (1日)	町内者	<u>590</u>
		町外者	<u>1,21</u> <u>0</u>			町外者	<u>1,18</u> <u>0</u>
厨房	1日 につき	10人 以内	<u>380</u>	厨房	1日 につき	10人 以内	<u>370</u>
		20人 以内	<u>600</u>			20人 以内	<u>590</u>
		30人 未満	<u>820</u>			30人 未満	<u>810</u>
		30人	<u>1,43</u>			30人	<u>1,40</u>

			以上	<u>0</u>				以上	<u>0</u>
風呂		1カ所につき	<u>1,100</u>		風呂		1カ所につき	<u>1,080</u>	
冷暖房	和室	1時間あたり	冷・暖房	<u>110</u>	冷暖房	和室	1時間あたり	冷・暖房	<u>100</u>
		1泊あたり	冷房	<u>1,100</u>			1泊あたり	冷房	<u>1,080</u>
			暖房	<u>1,650</u>				暖房	<u>1,620</u>
	食堂	1時間あたり	冷・暖房	<u>110</u>	食堂	1時間あたり	冷・暖房	<u>100</u>	
		1泊あたり	冷・暖房	<u>1,100</u>		1泊あたり	冷・暖房	<u>1,080</u>	
	管理室	1時間あたり	冷・暖房	<u>110</u>	管理室	1時間あたり	冷・暖房	<u>100</u>	
		1泊あたり	冷・暖房	<u>820</u>		1泊あたり	冷・暖房	<u>810</u>	

(琴浦町生涯学習センター利用条例の一部改正)

第4条 琴浦町生涯学習センター利用条例(平成16年琴浦町条例第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表(第6条関係)

生涯学習センター施設・設備使用料一覧表

施設・設備名	施設料	冷暖房費	備考
3階			
ハイビジョンシアター	<u>4,400</u> 円	<u>1,100</u> 円	映像設備使用料を含む。
調理実習室	<u>3,300</u> 円	<u>1,100</u> 円	調理器具使用料を含む。
和室(全室)	<u>2,200</u> 円	<u>1,320</u> 円	
和室(半室)	<u>1,100</u> 円	<u>660</u> 円	
茶室	<u>2,200</u> 円	<u>1,100</u> 円	待合いコーナーを含む。
第1会議室	<u>3,300</u> 円	<u>1,100</u> 円	
第2会議室	<u>1,100</u> 円	<u>660</u> 円	
小会議室	<u>660</u>	<u>440</u>	

別表(第6条関係)

生涯学習センター施設・設備使用料一覧表

施設・設備名	施設料	冷暖房費	備考
3階			
ハイビジョンシアター	<u>4,320</u> 円	<u>1,080</u> 円	映像設備使用料を含む。
調理実習室	<u>3,240</u> 円	<u>1,080</u> 円	調理器具使用料を含む。
和室(全室)	<u>2,160</u> 円	<u>1,260</u> 円	
和室(半室)	<u>1,080</u> 円	<u>640</u> 円	
茶室	<u>2,160</u> 円	<u>1,080</u> 円	待合いコーナーを含む。
第1会議室	<u>3,240</u> 円	<u>1,080</u> 円	
第2会議室	<u>1,080</u> 円	<u>640</u> 円	
小会議室	<u>640</u>	<u>430</u>	

	円	円	
4階			
多目的ホール	<u>4,400</u> 円	<u>4,400</u> 円	
多目的ホール可動椅子	<u>2,200</u> 円		
多目的ホール映像設備	<u>2,200</u> 円		
研修室(全室)	<u>2,200</u> 円	<u>1,320</u> 円	
研修室(半室)	<u>1,100</u> 円	<u>660</u> 円	
創作室	<u>3,300</u> 円	<u>1,100</u> 円	
第1展示ホール	<u>2,200</u> 円	<u>440</u> 円	展示パネル使用料を含む。
第2展示ホール(展示利用)	<u>440</u> 円	<u>110</u> 円	展示パネル使用料を含む。
第2展示ホール(会議利用)	<u>660</u> 円	<u>440</u> 円	

	円	円	
4階			
多目的ホール	<u>4,320</u> 円	<u>4,320</u> 円	
多目的ホール可動椅子	<u>2,160</u> 円		
多目的ホール映像設備	<u>2,160</u> 円		
研修室(全室)	<u>2,160</u> 円	<u>1,260</u> 円	
研修室(半室)	<u>1,080</u> 円	<u>640</u> 円	
創作室	<u>3,240</u> 円	<u>1,080</u> 円	
第1展示ホール	<u>2,160</u> 円	<u>430</u> 円	展示パネル使用料を含む。
第2展示ホール(展示利用)	<u>430</u> 円	<u>100</u> 円	展示パネル使用料を含む。
第2展示ホール(会議利用)	<u>640</u> 円	<u>430</u> 円	

5階				5階			
第1展示 ホール	<u>2,200</u> 円	<u>440</u> 円	展示パネル 使用料を含 む。	第1展示 ホール	<u>2,160</u> 円	<u>430</u> 円	展示パネル 使用料を含 む。
第2展示 ホール (展示利 用)	<u>440</u> 円	<u>110</u> 円	展示パネル 使用料を含 む。	第2展示 ホール (展示利 用)	<u>430</u> 円	<u>100</u> 円	展示パネル 使用料を含 む。
第2展示 ホール (会議利 用)	<u>660</u> 円	<u>440</u> 円		第2展示 ホール (会議利 用)	<u>640</u> 円	<u>430</u> 円	
略				略			

(琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例の一部改正)

第5条 琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例(平成16年琴浦町条例第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表(第5条関係)						別表(第5条関係)					
名称	種別	駐車車両	駐車時間	料金	備考	名称	種別	駐車車両	駐車時間	料金	備考
琴浦町生涯学習センター	略					琴浦町生涯学習センター	略				
	定期駐車	自動車	午前0時から午後12時まで	JR浦安駅で定期乗			定期駐車	自動車	午前0時から午後12時まで	JR浦安駅で定期乗	

一駅 南駐 車場		車券 を購 入し た者 1月 につ き <u>2,750</u> 円	一駅 南駐 車場		車券 を購 入し た者 1月 につ き <u>2,700</u> 円
		その 他 1月 につ き <u>3,300</u> 円			その 他 1月 につ き <u>3,240</u> 円

(琴浦町社会体育施設条例の一部改正)

第6条 琴浦町社会体育施設条例(平成16年琴浦町条例第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前										
別表第2(第9条関係)					別表第2(第9条関係)										
(単位:円)					(単位:円)										
施設名		利用者区分	使用料			施設名		利用者区分	使用料						
			区分	施設使用料	照明使用料				区分	施設使用料	照明使用料				
赤	野	グ	町	一	1	<u>660</u>	<u>5,50</u>	赤	野	グ	町	一	1	<u>640</u>	<u>5,40</u>

碓 合 運 動 公 園	球 場	ラ ウ ン ド	内	般	時 間 に つ き		0	
				中 学 生 以 下	1 時 間 に つ き	無 料		
				町 外	一 般	1 時 間 に つ き		<u>1,3</u> <u>20</u>
			得 点 板 及 び 放 送 設 備	町 内		1 回 に つ き	<u>1,1</u> <u>00</u>	
					中 学 生 以 下	1 時 間 に つ き	<u>660</u>	
					町 外	1 回 に つ き	<u>2,2</u> <u>00</u>	

碓 合 運 動 公 園	球 場	ラ ウ ン ド	内	般	時 間 に つ き		0	
				中 学 生 以 下	1 時 間 に つ き	無 料		
				町 外	一 般	1 時 間 に つ き		<u>1,2</u> <u>90</u>
			得 点 板 及 び 放 送 設 備	町 内		1 回 に つ き	<u>1,0</u> <u>80</u>	
					中 学 生 以 下	1 時 間 に つ き	<u>640</u>	
					町 外	1 回 に つ き	<u>2,1</u> <u>60</u>	

本部席及び審判控室	町内	1回につき	<u>550</u>	
	町外	1回につき	<u>1,100</u>	
研修室（和室）	町内	1時間につき	<u>330</u>	
	町外	1時間につき	<u>660</u>	
研修室	町内	1時間につき	<u>110</u>	
	町外	1時間につき	<u>220</u>	

本部席及び審判控室	町内	1回につき	<u>540</u>	
	町外	1回につき	<u>1,080</u>	
研修室（和室）	町内	1時間につき	<u>320</u>	
	町外	1時間につき	<u>640</u>	
研修室	町内	1時間につき	<u>100</u>	
	町外	1時間につき	<u>210</u>	

			き		
赤碕 テニ ス場	町内	一般	1時間 1面につき	<u>220</u>	<u>330</u>
		中学生以下	1時間 1面につき	無料	
	町外	一般	1時間 1面につき	<u>440</u>	<u>660</u>
		中学生以下	1時間 1面につき	<u>220</u>	

			き		
赤碕 テニ ス場	町内	一般	1時間 1面につき	<u>210</u>	<u>320</u>
		中学生以下	1時間 1面につき	無料	
	町外	一般	1時間 1面につき	<u>430</u>	<u>640</u>
		中学生以下	1時間 1面につき	<u>210</u>	

赤碕 多目的広 場	町内	1 時 間 に つ き	無 料	<u>2,20</u> <u>0</u>
	町外	1 時 間 に つ き	<u>440</u>	<u>4,40</u> <u>0</u>
屋外 ステ ージ	町内	1 時 間 に つ き	無 料	<u>110</u>
	町外	1 時 間 に つ き	<u>220</u>	<u>220</u>
第4 条の 許可	物品 の販 売そ 他の 営 業	1 人 に つ き 1 日	<u>550</u>	
	占用 物件	1 m ² に	<u>1,6</u> <u>50</u>	

赤碕 多目的広 場	町内	1 時 間 に つ き	無 料	<u>2,16</u> <u>0</u>
	町外	1 時 間 に つ き	<u>430</u>	<u>4,32</u> <u>0</u>
屋外 ステ ージ	町内	1 時 間 に つ き	無 料	<u>100</u>
	町外	1 時 間 に つ き	<u>210</u>	<u>210</u>
第4 条の 許可	物品 の販 売そ 他の 営 業	1 人 に つ き 1 日	<u>540</u>	
	占用 物件	1 m ² に	<u>1,6</u> <u>20</u>	

	の設置		つき 1年		
町立赤碕武道館	町内		1時間につき	<u>160</u>	<u>220</u>
	町外		1時間につき	<u>330</u>	<u>440</u>
町立東伯武道館	町内		1時間につき	<u>160</u>	<u>220</u>
	町外		1時間につき	<u>330</u>	<u>440</u>
東伯勤労者体育センター	町内	一般	1時間につき	<u>160</u>	<u>440</u>

	の設置		つき 1年		
町立赤碕武道館	町内		1時間につき	<u>150</u>	<u>210</u>
	町外		1時間につき	<u>320</u>	<u>430</u>
町立東伯武道館	町内		1時間につき	<u>150</u>	<u>210</u>
	町外		1時間につき	<u>320</u>	<u>430</u>
東伯勤労者体育センター	町内	一般	1時間につき	<u>150</u>	<u>430</u>

			き		
		中学生以下	1時間につき	無料	
	町外	一般	1時間につき	<u>330</u>	<u>880</u>
赤碕勤労者 体育センター	町内	一般	1時間につき	<u>160</u>	<u>440</u>
		中学生以下	1時間につき	無料	
	町外	一般	1時間につき	<u>330</u>	<u>880</u>

略

			き		
		中学生以下	1時間につき	無料	
	町外	一般	1時間につき	<u>320</u>	<u>860</u>
赤碕勤労者 体育センター	町内	一般	1時間につき	<u>150</u>	<u>430</u>
		中学生以下	1時間につき	無料	
	町外	一般	1時間につき	<u>320</u>	<u>860</u>

略

(琴浦町集会所条例の一部改正)

第7条 琴浦町集会所条例(平成16年琴浦町条例第109号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
自 8時30分 至12時	<u>550円</u>		自 8時30分 至12時	<u>500円</u>	
自 13時 至 17時	<u>550円</u>		自 13時 至 17時	<u>500円</u>	
自 17時 至 22時	<u>1,100円</u>		自 17時 至 22時	<u>1,000円</u>	

(琴浦町いきいき健康センター条例の一部改正)

第8条 琴浦町いきいき健康センター条例(平成16年琴浦町条例第118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
	講習室	多目的研修室	冷暖房料(1時間1台あたり)		講習室	多目的研修室	冷暖房料(1時間1台あたり)

9時～12時	<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	9時～12時	<u>540</u> 円	<u>540</u> 円	<u>540</u> 円
13時～17時	<u>550</u> 円	<u>550</u> 円		13時～17時	<u>540</u> 円	<u>540</u> 円	
17時～22時	<u>1,100</u> 円	<u>1,100</u> 円		17時～22時	<u>1,080</u> 円	<u>1,080</u> 円	
9時～22時	<u>2,200</u> 円	<u>2,200</u> 円		9時～22時	<u>2,160</u> 円	<u>2,160</u> 円	
略				略			

(琴浦町立隣保館条例の一部改正)

第9条 琴浦町立隣保館条例(平成16年琴浦町条例第126号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表(第6条関係)						別表(第6条関係)					
室名	基本使用料		追加使用料		冷暖房料	室名	基本使用料		追加使用料		冷暖房料
	昼間	夜間	昼間	夜間			昼間	夜間	昼間	夜間	
大会議室	<u>1,100</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>220</u> 円	<u>440</u> 円	使用料と同額	大会議室	<u>1,080</u> 円	<u>2,160</u> 円	<u>210</u> 円	<u>430</u> 円	使用料と同額
大会議室以外の各室	<u>550</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>110</u> 円	<u>220</u> 円	使用料と同額	大会議室以外の各室	<u>540</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>110</u> 円	<u>210</u> 円	使用料と同額
略						略					

(琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第10条 琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成16年琴浦町条例第132号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第18条関係)				別表(第18条関係)			
種別	手数料			種別	手数料		
し尿	略			し尿	略		
可燃ごみ	町指定ごみ袋	指定袋(大)1枚につき	<u>27円</u>	可燃ごみ	町指定ごみ袋	指定袋(大)1枚につき	<u>26円</u>
		指定袋(小)1枚につき	<u>17円</u>			指定袋(小)1枚につき	<u>16円</u>

(琴浦町立農村環境改善センター条例の一部改正)

第11条 琴浦町立農村環境改善センター条例(平成16年琴浦町条例第142号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
区分	大会議室	その他室	備考	区分	大会議室	その他室	備考
午前	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		午前	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	

午後	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		午後	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
夜間	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>		夜間	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
略				略			

(琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部改正)

第12条 琴浦町農業者トレーニングセンター条例(平成16年琴浦町条例第145号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表(第9条関係)							別表(第9条関係)						
区分			金額				区分			金額			
			単位		使用料	電灯料				単位		使用料	電灯料
ア リ ー ナ	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 活 動	入 場 料、 そ の 他 こ れ に 類 す る も の (以 下 「 入 場 料 等 」 と い う。) を 徴 収 し な い	1 時 間	全 面	町 内 者	<u>33</u> <u>0</u> 円	<u>660</u> <u>0</u> 円	1 時 間	全 面	町 内 者	<u>32</u> <u>0</u> 円	<u>640</u> <u>0</u> 円	
					町 外 者	<u>66</u> <u>0</u> 円	<u>1,3</u> <u>20</u> 円			町 外 者	<u>64</u> <u>0</u> 円	<u>1,2</u> <u>90</u> 円	
			1 / 2 面	町 内 者	16 0 円	<u>330</u> <u>0</u> 円	1 / 2 面	町 内 者	16 0 円	<u>320</u> <u>0</u> 円			
				町 外 者	<u>33</u> <u>0</u> 円	<u>660</u> <u>0</u> 円		町 外 者	<u>32</u> <u>0</u> 円	<u>640</u> <u>0</u> 円			

							とき。
	入場料を徴収するとき。		全面	町内者	<u>49</u> <u>0</u> 円	<u>990</u> 円	
				町外者	<u>99</u> <u>0</u> 円	<u>1,980</u> 円	
	アマチュア活動以外の活動		全面	町内者	<u>3,30</u> <u>0</u> 円	<u>1,540</u> 円	
				町外者	<u>6,60</u> <u>0</u> 円	<u>3,020</u> 円	
	個人利用			町内者	1回につき <u>110円</u> 1年につき <u>3,300</u> 円		
				町外者	1回につき <u>220円</u> 1年につき <u>6,600</u> 円		
会議室	1時間			町内者	<u>11</u> <u>0</u> 円	<u>220</u> 円	
							とき。
	入場料を徴収するとき。		全面	町内者	<u>48</u> <u>0</u> 円	<u>970</u> 円	
				町外者	<u>97</u> <u>0</u> 円	<u>1,940</u> 円	
	アマチュア活動以外の活動		全面	町内者	<u>3,24</u> <u>0</u> 円	<u>1,520</u> 円	
				町外者	<u>6,48</u> <u>0</u> 円	<u>3,040</u> 円	
	個人利用			町内者	1回につき <u>100円</u> 1年につき <u>3,240円</u>		
				町外者	1回につき <u>210円</u> 1年につき <u>6,480円</u>		
会議室	1時間			町内者	<u>10</u> <u>0</u> 円	<u>210</u> 円	

			町 外 者	<u>22</u> <u>0</u> 円	<u>440</u> 円				町 外 者	<u>21</u> <u>0</u> 円	<u>430</u> 円
--	--	--	-------------	----------------------------	-----------------	--	--	--	-------------	----------------------------	-----------------

(琴浦町基幹集落センター条例の一部改正)

第13条 琴浦町基幹集落センター条例(平成16年琴浦町条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
区分	大会議室	その他室	備考	区分	大会議室	その他室	備考
午前	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		午前	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
午後	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		午後	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
夜間	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>		夜間	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
略				略			

(琴浦町立多目的研修集会施設条例の一部改正)

第14条 琴浦町立多目的研修集会施設条例(平成16年琴浦町条例第148号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第5条関係)				別表第2(第5条関係)			
区分	大会議室	その他室	備考	区分	大会議室	その他室	備考

午前	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		午前	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
午後	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		午後	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
夜間	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>		夜間	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
略				略			

(琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

第15条 琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例(平成16年琴浦町条例第154号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
使用料(1箇月当たり)〔一般家庭〕		使用料(1箇月当たり)〔一般家庭〕	
基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)	基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)
<u>2,200円</u>	<u>550円</u>	<u>2,160円</u>	<u>540円</u>
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
使用料(1箇月当たり)〔一般家庭以外〕		使用料(1箇月当たり)〔一般家庭以外〕	
基本料金(10m ³ まで)	従量割〔超過分〕(1m ³ につき)	基本料金(10m ³ まで)	従量割〔超過分〕(1m ³ につき)
<u>2,200円</u>	<u>165円</u>	<u>2,160円</u>	<u>162円</u>

(琴浦町赤碕ふれあい交流会館条例の一部改正)

第16条 琴浦町赤碕ふれあい交流会館条例(平成16年琴浦町条例第164号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第5条関係)					別表(第5条関係)				
区分		使用料			区分		使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
イベントホール	冷・暖	<u>4,40</u> 0円	<u>4,40</u> 0円	<u>8,80</u> 0円	イベントホール	冷・暖	<u>4,32</u> 0円	<u>4,32</u> 0円	<u>8,64</u> 0円
		<u>2,20</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	<u>4,40</u> 0円			<u>2,16</u> 0円	<u>2,16</u> 0円	<u>4,32</u> 0円
和室	冷・暖	<u>2,20</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	<u>4,40</u> 0円	和室	冷・暖	<u>2,16</u> 0円	<u>2,16</u> 0円	<u>4,32</u> 0円
		<u>1,10</u> 0円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円			<u>1,08</u> 0円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
調理室	冷・暖	<u>2,20</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	<u>4,40</u> 0円	調理室	冷・暖	<u>2,16</u> 0円	<u>2,16</u> 0円	<u>4,32</u> 0円
		<u>1,10</u> 0円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円			<u>1,08</u> 0円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
木工工作室	冷・暖	<u>2,20</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	<u>4,40</u> 0円	木工工作室	冷・暖	<u>2,16</u> 0円	<u>2,16</u> 0円	<u>4,32</u> 0円
		<u>1,10</u> 0円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円			<u>1,08</u> 0円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
手作木工品展示室	冷・暖	<u>2,20</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	<u>4,40</u> 0円	手作木工品展示室	冷・暖	<u>2,16</u> 0円	<u>2,16</u> 0円	<u>4,32</u> 0円
		<u>1,10</u> 0円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円			<u>1,08</u> 0円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円

		0円	0円	0円			0円	0円	0円
ホール		<u>1,10</u> 0円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	ホール		<u>1,08</u> 0円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
いろいろコー ナー		<u>1,10</u> 0円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	いろいろコー ナー		<u>1,08</u> 0円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円

(琴浦町都市公園条例の一部改正)

第17条 琴浦町都市公園条例(平成16年琴浦町条例第174号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後											改正前										
別表第3(第16条関係)											別表第3(第16条関係)										
区分				金額							区分				金額						
				単位		使用料	電灯料	単位		使用料					電灯料						
琴浦町総合体育館	アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ活動	入場料、その他これに類する	1時間			全面	町内者		<u>33</u> <u>0</u> 円	全灯	<u>1,76</u> <u>0</u> 円	琴浦町総合体育館		アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ活動	入場料、その他これに類する	1時間	全面
						町外者	<u>66</u> <u>0</u> 円		全灯	<u>3,52</u> <u>0</u> 円	町外者	<u>64</u> <u>0</u> 円	全灯		<u>3,45</u> <u>0</u> 円						

			もの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	円	1 / 2 面	町内者	16 0 円	全灯 88 0 円
						町外者	33 0 円	全灯 1, 76 0 円
					全面	町内者	49 0 円	全灯 2, 64 0 円
			もの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	円				
			入場料を徴収するとき。	円	1 / 2 面	町内者	16 0 円	全灯 86 0 円
		町外者			32 0 円	全灯 1, 72 0 円		
全面	町内者	48 0 円			全灯 2, 59 0 円			
			入場料を徴収するとき。	円		町外者	97 0 円	全灯 5, 5 円

					28 0 円
アマチュ ア活動以 外の活動	1時 間 (全 面)	町 内 者	3, 30 0 円	全 灯 3, 96 0 円	
		町 外 者	6, 60 0 円	全 灯 7, 92 0 円	
武道場	1時 間 (全 面)	町 内 者	22 0 円	全 灯 44 0 円	
		町 外 者	44 0 円	全 灯 88 0 円	
トレーニング 場	1時 間 (全 面)	町 内 者	22 0 円	全 灯 44 0 円	

					18 0 円
アマチュ ア活動以 外の活動	1時 間 (全 面)	町 内 者	3, 24 0 円	全 灯 3, 88 0 円	
		町 外 者	6, 48 0 円	全 灯 7, 77 0 円	
武道場	1時 間 (全 面)	町 内 者	21 0 円	全 灯 43 0 円	
		町 外 者	43 0 円	全 灯 86 0 円	
トレーニング 場	1時 間 (全 面)	町 内 者	21 0 円	全 灯 43 0 円	

				0 円				0 円	
		町外者	44 0 円	全灯 88 0 円		町外者	43 0 円	全灯 86 0 円	
卓球場	1時間 (全面)	町内者	11 0 円	全灯 22 0 円	卓球場	1時間 (全面)	町内者	10 0 円	全灯 21 0 円
		町外者	22 0 円	全灯 44 0 円			町外者	21 0 円	全灯 43 0 円
会議室	1時間 (全面)	町内者	11 0 円	全灯 22 0 円	会議室	1時間 (全面)	町内者	10 0 円	全灯 21 0 円
		町外者	22 0 円	全灯 44 0 円			町外者	21 0 円	全灯 43 0 円

コインシャワー		1回		100円		コインシャワー		1回		100円		
個人利用			町内者	1回につき 110円		町内者	1回につき 100円					
				1年につき 3,300円			1年につき 3,240円					
			町外者	1回につき 220円		町外者	1回につき 210円					
				1年につき 6,600円			1年につき 6,480円					
琴浦町東伯テニスコート			1時間	2面	町内者	<u>11</u>	<u>44</u>	1時間	2面	町内者	<u>10</u>	<u>43</u>
						<u>0</u>	<u>0</u>				<u>0</u>	<u>0</u>
			4面	町内者	<u>22</u>	<u>88</u>	4面	町内者	<u>20</u>	<u>86</u>		
					<u>0</u>	<u>0</u>			<u>0</u>	<u>0</u>		
			町外者	<u>22</u> <u>0</u> 円		<u>88</u> <u>0</u> 円		町外者	<u>21</u> <u>0</u> 円		<u>86</u> <u>0</u> 円	
				<u>44</u> <u>0</u> 円		<u>1,76</u> <u>0</u> 円			<u>43</u> <u>0</u> 円		<u>1,72</u> <u>0</u> 円	

琴浦町東伯多目的 広場	1 時 間	町内 者	無 料	
		町外 者及 び利 益を 目的 とし た利 用	<u>44</u> <u>0</u> 円	
琴浦町東伯野球場	1 時 間	町内 者	<u>66</u> <u>0</u> 円	全 灯 <u>5,</u> <u>50</u> <u>0</u> 円
		町外 者	<u>1,</u> <u>32</u> <u>0</u> 円	全 灯 <u>1</u> <u>1,</u> <u>00</u> <u>0</u> 円
琴浦町サッカー場	1 時 間	町内 者	<u>66</u> <u>0</u> 円	
		町外 者	<u>1,</u> <u>32</u> <u>0</u> 円	
琴浦町東伯多目的 広場	1 時 間	町内 者	無 料	
		町外 者及 び利 益を 目的 とし た利 用	<u>43</u> <u>0</u> 円	
琴浦町東伯野球場	1 時 間	町内 者	<u>64</u> <u>0</u> 円	全 灯 <u>5,</u> <u>40</u> <u>0</u> 円
		町外 者	<u>1,</u> <u>29</u> <u>0</u> 円	全 灯 <u>1</u> <u>0,</u> <u>80</u> <u>0</u> 円
琴浦町サッカー場	1 時 間	町内 者	<u>64</u> <u>0</u> 円	
		町外 者	<u>1,</u> <u>29</u> <u>0</u> 円	

略	略
---	---

(琴浦町公共下水道条例の一部改正)

第18条 琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表第4(第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用料(1箇月当たり) [一般家庭]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金(1世帯につき)</td> <td style="text-align: center;">世帯員割(1人につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2,200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>550円</u></td> </tr> </table> <p>別表第5(第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用料(1箇月当たり) [一般家庭以外]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金(10m³まで)</td> <td style="text-align: center;">従量割 [超過分] (1m³につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2,200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>165円</u></td> </tr> </table>	使用料(1箇月当たり) [一般家庭]		基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)	<u>2,200円</u>	<u>550円</u>	使用料(1箇月当たり) [一般家庭以外]		基本料金(10m ³ まで)	従量割 [超過分] (1m ³ につき)	<u>2,200円</u>	<u>165円</u>	<p>別表第4(第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用料(1箇月当たり) [一般家庭]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金(1世帯につき)</td> <td style="text-align: center;">世帯員割(1人につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2,160円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>540円</u></td> </tr> </table> <p>別表第5(第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用料(1箇月当たり) [一般家庭以外]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金(10m³まで)</td> <td style="text-align: center;">従量割 [超過分] (1m³につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2,160円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>162円</u></td> </tr> </table>	使用料(1箇月当たり) [一般家庭]		基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)	<u>2,160円</u>	<u>540円</u>	使用料(1箇月当たり) [一般家庭以外]		基本料金(10m ³ まで)	従量割 [超過分] (1m ³ につき)	<u>2,160円</u>	<u>162円</u>
使用料(1箇月当たり) [一般家庭]																									
基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)																								
<u>2,200円</u>	<u>550円</u>																								
使用料(1箇月当たり) [一般家庭以外]																									
基本料金(10m ³ まで)	従量割 [超過分] (1m ³ につき)																								
<u>2,200円</u>	<u>165円</u>																								
使用料(1箇月当たり) [一般家庭]																									
基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)																								
<u>2,160円</u>	<u>540円</u>																								
使用料(1箇月当たり) [一般家庭以外]																									
基本料金(10m ³ まで)	従量割 [超過分] (1m ³ につき)																								
<u>2,160円</u>	<u>162円</u>																								

(琴浦町法定外公共物管理条例の一部改正)

第19条 琴浦町法定外公共物管理条例(平成16年琴浦町条例第180号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第17条関係)</p> <p>1 略</p>	<p>別表(第17条関係)</p> <p>1 略</p>

2 採取料			2 採取料		
区分	採取料		区分	採取料	
	単位	金額		単位	金額
土砂	1立	<u>110円</u>	土砂	1立	<u>108円</u>
砂利(かき込み砂利を含む。)	方メートルにつき	<u>154円</u>	砂利(かき込み砂利を含む。)	方メートルにつき	<u>151円</u>
栗石	つき	<u>154円</u>	栗石	つき	<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>110円</u> に直径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した額	転石	1個につき	<u>108円</u> に直径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した額
略			略		
備考 1～7 略			備考 1～7 略		

(琴浦町水道給水条例の一部改正)

第20条 琴浦町水道給水条例(平成16年琴浦町条例第187号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金) 第26条 料金は、1箇月につき、次の表により算定した基本料金と水量料金の合計	(料金) 第26条 料金は、1箇月につき、次の表により算定した基本料金と水量料金の合計

額とする。

基本料金 (8立方メートルまで)				水量料金 (8立方メートルを超える分)
メーターの口径	金額	メーター使用料	計	使用水量1立方メートルにつき
13ミリメートル	1 2 1 8 8 円	10 5 円	1, 29 3 円	<u>191円</u>
20ミリメートル	1 2 1 8 8 円	29 0 円	1, 47 8 円	
25ミリメートル	1 2 1 8 8 円	35 6 円	1, 54 4 円	
30ミリメートル	1 2 1 8 円	52 8 円	1, 71 6 円	

額とする。

基本料金 (8立方メートルまで)				水量料金 (8立方メートルを超える分)
メーターの口径	金額	メーター使用料	計	使用水量1立方メートルにつき
13ミリメートル	1 2 1 6 6 円	10 3 円	1, 26 9 円	<u>187円</u>
20ミリメートル	1 2 1 6 6 円	28 5 円	1, 45 1 円	
25ミリメートル	1 2 1 6 6 円	34 9 円	1, 51 5 円	
30ミリメートル	1 2 1 6 円	51 8 円	1, 68 4 円	

	<u>8</u> 円		
40ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>8</u> 、 <u>8</u> 円	<u>66</u> <u>0</u> 円	<u>1,</u> <u>84</u> <u>8</u> 円
50ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>8</u> 、 <u>8</u> 円	<u>3,</u> <u>96</u> <u>0</u> 円	<u>5,</u> <u>14</u> <u>8</u> 円
75ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>8</u> 、 <u>8</u> 円	<u>5,</u> <u>28</u> <u>0</u> 円	<u>6,</u> <u>46</u> <u>8</u> 円
100ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>8</u> 、 <u>8</u> 円	<u>6,</u> <u>07</u> <u>2</u> 円	<u>7,</u> <u>26</u> <u>0</u> 円

(1箇月につき)

(手数料)

第33条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1)～(5) 略

	<u>6</u> 円		
40ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>6</u> 、 <u>6</u> 円	<u>64</u> <u>8</u> 円	<u>1,</u> <u>81</u> <u>4</u> 円
50ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>6</u> 、 <u>6</u> 円	<u>3,</u> <u>88</u> <u>8</u> 円	<u>5,</u> <u>05</u> <u>4</u> 円
75ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>6</u> 、 <u>6</u> 円	<u>5,</u> <u>18</u> <u>4</u> 円	<u>6,</u> <u>35</u> <u>0</u> 円
100ミリメートル	<u>1</u> 、 <u>1</u> 、 <u>6</u> 、 <u>6</u> 円	<u>5,</u> <u>96</u> <u>1</u> 円	<u>7,</u> <u>12</u> <u>7</u> 円

(1箇月につき)

(手数料)

第33条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1)～(5) 略

(6) 第21条第1項第1号の開・閉栓するとき 1回につき 1,880円

(加入金)

第34条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	<u>26,400円</u>
20ミリメートル	<u>52,800円</u>
25ミリメートル	<u>110,000円</u>
30ミリメートル	<u>165,000円</u>
40ミリメートル	<u>220,000円</u>
50ミリメートル	<u>330,000円</u>
75ミリメートル	<u>440,000円</u>

(6) 第21条第1項第1号の開・閉栓するとき 1回につき 1,850円

(加入金)

第34条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額

メーターの口径	加入金の額
13ミリ	<u>25,920円</u>
20ミリ	<u>51,840円</u>
25ミリ	<u>108,000円</u>
30ミリ	<u>162,000円</u>
40ミリ	<u>216,000円</u>
50ミリ	<u>324,000円</u>
75ミリ	<u>432,000円</u>

<u>ル</u>			
100ミリ <u>メートル</u> <u>ル</u>		<u>550,000円</u>	100ミリ <u>メートル</u> <u>ル</u>
150ミリ <u>メートル</u> <u>ル</u>	管理者が別途定める。		150ミリ <u>メートル</u> <u>ル</u>
(2) 略		(2) 略	
2及び3 略		2及び3 略	

(琴浦町公民館使用条例の一部改正)

第21条 琴浦町公民館使用条例(平成17年琴浦町条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
区分	大集会室(講堂)	その他室	備考	区分	大集会室(講堂)	その他室	備考
自9時 至12時	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		自9時 至12時	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
自13時 至17時	<u>1,100円</u>	<u>550円</u>		自13時 至17時	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>	
自17時 至22時	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>		自17時 至22時	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
自9時 至22時 (1時間当		<u>550円</u>	上郷地区公民館体育	自9時 至22時 (1時間当		<u>540円</u>	上郷地区公民館体育

たり)			館	たり)			館
-----	--	--	---	-----	--	--	---

(琴浦町赤碕地域コミュニティーセンター条例の一部改正)

第22条 琴浦町赤碕地域コミュニティーセンター条例(平成18年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第10条関係)				別表(第10条関係)			
施設・設備名	施設及び設備使用料	冷暖房費	備考	施設・設備名	施設及び設備使用料	冷暖房費	備考
多目的ホール	<u>4,400</u> 円	<u>4,400</u> 円		多目的ホール	<u>4,320</u> 円	<u>4,320</u> 円	
多目的ホール可動椅子	<u>2,200</u> 円			多目的ホール可動椅子	<u>2,160</u> 円		
多目的ホール映像設備	<u>2,200</u> 円			多目的ホール映像設備	<u>2,160</u> 円		
多目的ホール舞台照明設備	<u>1,100</u> 円			多目的ホール舞台照明設備	<u>1,080</u> 円		
多目的ホール音響設備	<u>1,100</u> 円			多目的ホール音響設備	<u>1,080</u> 円		
略				略			

(琴浦町カウベルホール条例の一部改正)

第23条 琴浦町カウベルホール条例(平成18年琴浦町条例第68号)の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表(第9条関係)						別表(第9条関係)					
施設使用料						施設使用料					
施設・設備名	区分	午前	午後	夜間	全日	施設・設備名	区分	午前	午後	夜間	全日
		使用時間	使用時間	使用時間	使用時間			使用時間	使用時間	使用時間	使用時間
ホール(ロビー含む)	平日	<u>8,800円</u>	<u>11,720円</u>	<u>14,130円</u>	<u>31,420円</u>	ホール(ロビー含む)	平日	<u>8,640円</u>	<u>11,510円</u>	<u>13,870円</u>	<u>30,850円</u>
	休日	<u>11,000円</u>	<u>14,660円</u>	<u>17,600円</u>	<u>39,280円</u>		休日	<u>10,800円</u>	<u>14,390円</u>	<u>17,280円</u>	<u>38,560円</u>
ロビーのみ(1時間当たり)	平日	<u>830円</u>		<u>1,040円</u>	<u>930円</u>	ロビーのみ(1時間当たり)	平日	<u>820円</u>		<u>1,020円</u>	<u>910円</u>
	休日	<u>1,040円</u>		<u>1,250円</u>	<u>1,140円</u>		休日	<u>1,020円</u>		<u>1,230円</u>	<u>1,120円</u>
冷暖房使用料(1時間当た)	冷房	<u>4,180円</u>				冷暖房使用料(1時間当た)	冷房	<u>4,100円</u>			
	暖房	<u>3,740円</u>					暖房	<u>3,670円</u>			

り)					り)				
会議室	<u>620</u> 円	<u>830</u> 円	<u>1,040</u> 円	<u>2,200</u> 円	会議室	<u>610</u> 円	<u>820</u> 円	<u>1,020</u> 円	<u>2,160</u> 円
和室	410 円	<u>510</u> 円	<u>620</u> 円	<u>1,350</u> 円	和室	410 円	<u>500</u> 円	<u>610</u> 円	<u>1,320</u> 円
略					略				

(琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第24条 琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(督促手数料の徴収)</p> <p>第3条 督促手数料として、督促状1通につき<u>110円</u>を徴収する。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>(督促手数料の徴収)</p> <p>第3条 督促手数料として、督促状1通につき<u>100円</u>を徴収する。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

(琴浦町旧中井旅館条例の一部改正)

第25条 琴浦町旧中井旅館条例(平成21年琴浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
施設	使用料				施設	使用料			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日

		9 : 0 0~1 2 : 00	13 : 0 0~1 7 : 00	18 : 0 0~2 2 : 00	9 : 0 0~2 2 : 00			9 : 0 0~1 2 : 00	13 : 0 0~1 7 : 00	18 : 0 0~2 2 : 00	9 : 0 0~2 2 : 00
大 広 間	全 室	<u>1,65</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	<u>4,40</u> 0円	<u>8,80</u> 0円	大 広 間	全 室	<u>1,62</u> 0円	<u>2,16</u> 0円	<u>4,32</u> 0円	<u>8,64</u> 0円
	2 分 の 1 室	<u>820</u> 円	<u>820</u> 円	<u>1,65</u> 0円	<u>3,30</u> 0円		2 分 の 1 室	<u>810</u> 円	<u>810</u> 円	<u>1,62</u> 0円	<u>3,24</u> 0円
中部屋		<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	中部屋		<u>540</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
冷暖房使 用料 (1時間 1台当 たり)		<u>550円</u>				冷暖房使 用料 (1時間 1台当 たり)		<u>540円</u>			
略						略					

(琴浦町桐谷家住宅条例の一部改正)

第26条 琴浦町桐谷家住宅条例(平成21年琴浦町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
施設	使用料				施設	使用料			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9 : 0 0~1	13 : 0 0~1	18 : 0 0~2	9 : 0 0~2		9 : 0 0~1	13 : 0 0~1	18 : 0 0~2	9 : 0 0~2

	2:00	7:00	2:00	2:00		2:00	7:00	2:00	2:00
1階和室	<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	1階和室	<u>540</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
2階和室	<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	<u>1,10</u> 0円	<u>2,20</u> 0円	2階和室	<u>540</u> 円	<u>540</u> 円	<u>1,08</u> 0円	<u>2,16</u> 0円
調理室	270 円	270 円	<u>550</u> 円	<u>1,10</u> 0円	調理室	270 円	270 円	<u>540</u> 円	<u>1,08</u> 0円
シャワー室 (1時間 当たり)	200円				シャワー室 (1時間 当たり)	200円			
冷暖房使 用料 (1時間 1台当 たり)	<u>550円</u>				冷暖房使 用料 (1時間 1台当 たり)	<u>540円</u>			
略					略				

(物産館ことうら条例の一部改正)

第27条 物産館ことうら条例(平成23年琴浦町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第10条関係)				別表(第10条関係)			
施設・設備名		施設及び設備使用料		施設・設備名		施設及び設備使用料	
情報 コー	チャレン ジシヨツ	日額 <u>2,030</u> 円	1週間継 続日額 <u>1,7</u>	情報 コー	チャレン ジシヨツ	日額 <u>2,000</u> 円	1週間継 続日額 <u>1,7</u>

ナー プ			80円 2週間継 続日額1,5 20円	ナー プ			50円 2週間継 続日額1,5 00円
	厨房室	日額2, 030円	1週間継 続日額1,7 80円 2週間継 続日額1,5 20円		厨房室	日額2, 000円	1週間継 続日額1,7 50円 2週間継 続日額1,5 00円
略				略			
				消費税法及び地方税法で定める消費税額 については、内税とする。			

(コトウラ暮らしお試し住宅条例の一部改正)

第28条 コトウラ暮らしお試し住宅条例(平成24年琴浦町条例第44号)の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線
で示すように改正する。

改正後		改正前	
(利用料金) 第12条 お試し住宅の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、月額 <u>3万550円</u> とする。		(利用料金) 第12条 お試し住宅の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、月額 <u>3万円</u> とする。	
2 第6条第2項に規定する利用者(以下「短期利用者」という。)の利用料金は、次に定める額とする。ただし、短期利用者が、14日を超えてお試し住宅を利用するときは、前項の規定による。		2 第6条第2項に規定する利用者(以下「短期利用者」という。)の利用料金は、次に定める額とする。ただし、短期利用者が、14日を超えてお試し住宅を利用するときは、前項の規定による。	
利用泊数(日数)	利用料金(1泊当たり)	利用泊数(日数)	利用料金(1泊当たり)

1泊(2日)から4泊 (5日)まで	<u>3,360円</u>	1泊(2日)から4泊 (5日)まで	<u>3,300円</u>
5泊(6日)から7泊 (8日)まで	<u>2,850円</u>	5泊(6日)から7泊 (8日)まで	<u>2,800円</u>
8泊(9日)から10泊 (11日)まで	<u>2,540円</u>	8泊(9日)から10泊 (11日)まで	<u>2,500円</u>
11泊(12日)から13泊 (14日)まで	<u>2,340円</u>	11泊(12日)から13泊 (14日)まで	<u>2,300円</u>
3 略		3 略	

(琴浦町漁村センター条例の一部改正)

第29条 琴浦町漁村センター条例(平成25年琴浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第16条関係) 漁村センター使用料			別表(第16条関係) 漁村センター使用料		
区分	1時間当たり使用料		区分	1時間当たり使用料	
		冷・暖房			冷・暖房
略			略		
教養室	100円	200円	教養室	100円	200円
調理室	200円	<u>410円</u>	調理室	200円	<u>400円</u>
大会議室	200円	<u>410円</u>	大会議室	200円	<u>400円</u>
略			略		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(この条例の公布の日(以下「公布日」という。))以後に許可したものに限る。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町立平岩記念会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の琴浦町平岩記念会館条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限る。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町生涯学習センター利用条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第4条の規定による改正後の琴浦町生涯学習センター利用条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限る。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第5条の規定による改正後の琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例別表の規定は、この条例の施行日以後の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前までの利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(琴浦町社会体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第6条の規定による改正後の琴浦町社会体育施設条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限る。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町集会所条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第7条の規定による改正後の琴浦町集会所条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限る。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例

による。

(琴浦町いきいき健康センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第8条の規定による改正後の琴浦町いきいき健康センター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町立隣保館条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 第9条の規定による改正後の琴浦町立隣保館条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町立農村環境改善センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第11条の規定による改正後の琴浦町立農村環境改善センター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 第12条の規定による改正後の琴浦町農業者トレーニングセンター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町基幹集落センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第13条の規定による改正後の琴浦町基幹集落センター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町立多目的研修集会施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第14条の規定による改正後の琴浦町立多目的研修集会施設条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第15条の規定による改正後の琴浦町立多目的研修集会施設条例別表の規定は、施行日から平成31年10月31日までの間で算出する使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町赤碕ふれあい交流会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第16条の規定による改正後の琴浦町赤碕ふれあい交流会館条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第17条の規定による改正後の琴浦町都市公園条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第18条の規定による改正後の琴浦町公共下水道条例別表の規定は、施行日から平成31年10月31日までの間で算出する使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町法定外公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 第19条の規定による改正後の琴浦町法定外公共物管理条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 第20条の規定による改正後の琴浦町水道給水条例中第26条の規定は、施行日から平成31年10月31日までの間で計量する使用水量に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町公民館使用条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 第21条の規定による改正後の琴浦町公民館使用条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町赤碕地域コミュニティーセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 第22条の規定による改正後の琴浦町赤碕地域コミュニティーセンター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町カウベルホール条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 第23条の規定による改正後の琴浦町カウベルホール条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町旧中井旅館条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 第25条の規定による改正後の琴浦町旧中井旅館条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町桐谷家住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 第26条の規定による改正後の琴浦町桐谷家住宅条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(物産館ことうら条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 第27条の規定による改正後の物産館ことうら条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の

例による。

(コトウラ暮らしお試し住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 第28条の規定による改正後のコトウラ暮らしお試し住宅条例第12条の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(琴浦町漁村センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 第29条の規定による改正後の琴浦町漁村センター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の使用(公布日以後に許可したものに限り。)に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。